

【お知らせ】

愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録制度の創設について

(※平成27年度からは、当制度要綱に基づく登録事業者でなければ補助金を活用した耐震改修工事が実施できなくなります。)

平成26年7月

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課

愛媛県では、県民が安心して耐震改修工事を実施できるようにするため、愛媛県木造住宅耐震化促進事業による工事の施工を行う事業者を登録する制度『愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録制度』(以下、「事業者登録制度」という。)を創設しました。

この事業者登録制度の登録要件は、次の2つです。

- ①愛媛県内に本店又は支店、若しくは営業所を有すること。
- ②愛媛県が実施する「木造住宅耐震改修工事講習会」の受講を修了した技術者が代表者であること又は、雇用されていること。

※「木造住宅耐震改修工事講習会」(以下、「工事講習会」という。)の受講修了が登録要件の1つですので、過去に「工事講習会」を受講していない場合は、必ず受講していただきますようお願いいたします。

「平成26年度木造住宅耐震改修工事講習会」

開催日：平成26年9月3日(水) (申込〆切 8月20日)

会場：愛媛県武道館 大会議室

申込先：公益社団法人 愛媛県建築士会

なお、過去の「工事講習会」(平成24年度又は、平成25年度)を受講修了しており、登録要件を満足する事業者は、下記に従い、登録申請をお願いいたします。

※今年度、「工事講習会」を受講し登録要件を満足する場合は、受講後、登録申請をお願いいたします。

記

1. 登録申請必要書類(別紙)

(1)愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録申請書(様式第1号)

- (添付書類)
- ・耐震改修工事講習会修了証の写し
 - ・所属技術者の雇用関係を示すもの(保険証の写し等)
 - ・建設業許可証の写し(該当する場合のみ)

(2)宣誓書(様式第2号)

※登録制度要綱・申請様式の電子データは、愛媛県のホームページに公表しています。

(HPアドレス：<http://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/taishin/taishin.html>)

愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録申請書

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

申請者

フリガナ

事業者名

フリガナ

代表者名

印

愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録制度要綱第4条の規定に基づき申請します。

この申請書及び添付書類等の記載事項は、事実と相違ありません。

また、記載事項を一般に公開することについて、同意します。

登録事業者	名称			
	所在地 <small>(県内に限る)</small>	〒 -		
	電話・FAX番号	TEL () -	FAX () -	
所属技術者	氏名	登録番号 <small>(工事講習修了証番号)</small>	住所	電話番号
		改工第 号		() -
		改工第 号		() -
		改工第 号		() -
耐震改修工事の実績 <small>(補助金を活用したものに限る)</small>		件		
建設業許可 <small>(建築・大工・その他)</small>		許可業種 (<input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 大工 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> なし		
		国土交通大臣 許可 (特 -) 第 号 知事 許可 (般 -) 第 号		
耐震診断事務所登録 <small>(登録がある場合に限る)</small>		登録年月日・番号	平成 年 月 日 第 号	
所属団体 <small>(該当するもの全てにチェック)</small>		<input type="checkbox"/> (一社) 愛媛県中小建築業協会 <input type="checkbox"/> (一社) 愛媛県建設業協会 <input type="checkbox"/> (一社) 愛媛県建築士事務所協会 <input type="checkbox"/> その他 ()		

(注意) 1. 添付書類等

- ・耐震改修工事講習会修了証の写し
- ・所属技術者の雇用関係を示すもの (保険証の写し等)
- ・建設業許可証の写し (該当する場合のみ)

(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)

宣 誓 書

私は、愛媛県木造住宅耐震化促進事業による工事の施工を行う事業者として、耐震改修工事を良心的かつ誠実に施工することを誓います。

また、宣誓内容に反する行為を行った場合には、登録の取り消しが行われても、異議を唱えません。

平成 年 月 日

署 名 事業者名

代表者名 印